

第8回漁業技能実習事業協議会 概要

1. 日 時：令和5年11月10日（金）10:30～11:30

2. 場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

3. 出席者

【監理団体・実習実施者の関係者】

一般社団法人 大日本水産会	参与	木上 正士 他3名
全国漁業協同組合連合会	次長	貴家 誠 他2名
一般社団法人 全国近海かつお・まぐろ漁業協会	代表理事専務	納富 善裕
一般社団法人 全国底曳網漁業連合会	業務課長	筆谷 拓郎
一般社団法人 全国いか釣り漁業協会	会長	中津 達也 (WEB)
一般社団法人 全国まき網漁業協会		伏島 一平 (WEB)
一般社団法人 日本定置網漁業協会	専務理事	玉置 泰司
海士町		木村 克彦 (WEB)
全国金目鯛底はえ縄漁業者協会	事務局長	中川 祐介
全国かじき等流網漁業協議会	専務理事	犬束 直哉 (WEB)
全国さんま棒受網漁業協同組合	専務理事	大石 浩平 (WEB)
一般社団法人全国海水養魚協会	専務理事	中平 博史 (WEB)

【技能実習生の関係者】

全日本海員組合	水産局長	高橋 健二 他2名
---------	------	-----------

【事業所管省庁】

水産庁 漁政部	企画課	課長	河嶋 正敏 他5名
増殖推進部	栽培養殖課	課長補佐	赤塚 裕史朗 他1名
農林水産省	就農・女性課	経営専門官	前田 利光 (WEB)

【オブザーバー】

国土交通省	船員政策課	係員	小島 秀明 (WEB)
厚生労働省	人材開発統括官	室長補佐	米倉 隆弘 (WEB)
出入国在留管理庁	在留管理課	補佐官	谷澤 衣里子 (WEB)
外国人技能実習機構	技能実習部審査課	課長補佐	山田 一郎 (WEB)
公益社団法人国際人材協力機構		企画管理課長	松場 淳 (WEB)

4. 概要

冒頭、河嶋水産庁企画課長からの挨拶の後、西田課長補佐の進行により、議事次第に基づき報告等が行われた。なお、漁業技能実習協議会の開催にあたっては、水産庁長官が所用により不在のため、漁業技能実習事業協議会組織運営要領（漁業技能実習協議会決定第1号）第5条第3項に基づき企画課長を代理として開催された。

主な意見と応答は以下のとおり。

議題1：技能実習制度の実施状況に関する情報共有

事務局より、漁業・養殖業における技能実習生の人数の推移について資料1をもとに説明があった。

（質疑応答及び意見なし）

議題2：「技能実習生の待遇について講じる措置等に係る労働組合について」の改正について

事務局より、銚子漁船船員組合の解散及び閉鎖にともなう改正について資料2をもとに説明があり、協議会が定めた労働組合から銚子漁船船員組合を削除することについて了承された。

（質疑応答及び意見なし）

議題3：事故防止及び遵守事項の徹底について

事務局より、令和5年6月27日付事務連絡「漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（注意喚起）」（資料3-1）をもとに、事故防止等について改めて2号構成員傘下会員への確実な周知を依頼。また、水産庁HPにも掲載している作業安全学習教材（インドネシア語）（資料3-2）について紹介、傘下会員への共有と活用が促された。

主な意見は以下のとおり。

- 周知徹底のためには、日本人がマニュアルの内容を理解し、外国人に伝えることとなるが、水産庁のHPには日本語のマニュアルも公開されているか。
→日本語版のマニュアルも水産庁HPの、漁船の安全操業に関する情報というページに掲載されている。
- 今後も引き続き、資料3-1の内容を実習実施者へ十分に周知徹底できるような方策を検討していただきたい。
- 安全対策は、漁業・養殖業特有の課題であるので、引き続き周知方法や、スムーズで効率的な対応ができるようご検討いただきたい。

【議題4：技能実習制度の見直しについて】

事務局より、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議で検討が進められている技能実習制度の見直しの検討状況の説明がされた。

主な意見は以下のとおり。

- 都市部や好条件への転籍は、技能実習だけでなく一般の漁業・養殖業においても当然起こり得る問題であるので、慎重に議論していただきたい。また、制度の目的がこれまでの国際貢献から人材の確保へ変更されるとのことだが、単純労働は受け入れないとした閣議決定との

関連や、どのような基準をもって人材育成とするのか、今後も議論する必要があるのではないか。

→新制度の在り方については、今後も有識者会議において検討される。必要に応じて政府部内での検討段階等で意見を伝えてまいりたい。

- 技能実習制度では最大5年だったが、新制度では育成期間としての3年となるということによろしいか。

→第12回有識者会議の参考資料によると、新制度は基本的に3年間であり、その後特定技能に移ることとなっている。

- 新制度から特定技能1号へ移行する際の条件となる試験は、特定技能1号評価試験と日本語能力試験の両方ということによろしいか。また、資料にある「当分の間は相当講習受講も可」とは具体的にどのようなものか。

→両方の試験に合格する必要がある。また、「相当講習受講も可」については、第12回有識者会議資料によると、認定日本語教育機関等における相当講習の受講とされている。

- 自治体の役割についてだが、新制度においても、地域密着の観点から身近な自治体が地域協議会に参加できるよう検討していただきたい。

【議題5：その他】

その他の主な意見及び質疑応答は以下のとおり。

- 最低賃金が設定されていない漁業種がある。最近かつお・まぐろ漁業において最低賃金が設定されたが、他の漁業種についても早急に設定してほしい。新制度において、外国人を労働者として受け入れる方針とするのであれば、早急な対応が必要。

以上